

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

| | | | |
|------|---|------|------|
| 開催日時 | 令和3年10月4日 10時00分～11時39分 | | |
| 開催場所 | 香川労働局 第1会議室 | | |
| 出席状況 | 公益を代表する委員 | 出席3人 | 定数3人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席2人 | 定数3人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席3人 | 定数3人 |
| 主要議題 | 1 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について（金額審議） | | |
| 議事要旨 | <p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側より金額提示がなされ、根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 921円 (+35円引上げ)</p> <p>根拠：労働協約の賃金の最も低い額1,061円と、現行の特定最低賃金額886円との差175円を5年で解消するとして、$175 \div 5 = 35$円</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 916円 (+30円引上げ)</p> <p>根拠：今年の県最賃引上げ額28円と、地賃に対する特賃の優位性を2円として、$28円 + 2円 = 30円$。また、1回目提示の金額の基となった175円を6年で解消するとして、$175 \div 6 = 29.1 \rightarrow 30円$</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 891円 (+5円引上げ)</p> <p>根拠：現行の特定最低賃金額886円に、第4表①Cランク産業計の賃金上昇率0.5%を乗じて、$886 \times 0.005 = 4.43$（円未満切上げ）$\rightarrow 5円$</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 899円 (+13円引上げ)</p> <p>根拠：現行の特定最低賃金額886円に、第4表①Cランク製造業の賃金上昇率1.4%を乗じて、$886 \times 0.014 = 12.40$（円未満切上げ）$\rightarrow 13円$</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子がうかがえないため、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第3回専門部会は、令和3年10月14日13時30分から開催することを確認した。</p> | | |